

特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ  
夢コープ沼津事業所 指定居宅介護支援事業運営規程

**[事業の目的]**

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設する夢コープ沼津事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

**[運営の方針]**

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**[事業所の名称等]**

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 夢コープ沼津事業所
- (2) 所在地 沼津市大岡 2137-14

**[従業者の職種、員数及び職務内容]**

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上 （内1名が管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名  
必要な事務を行う。

**[営業日及び営業時間]**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時から午後5時までとする。また、24時間緊急時の電話対応をする。

**[指定居宅介護支援の提供方法及び内容]**

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状態等の評価を通じて、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供する。居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を十分行い、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

また、利用者及びその家族に対し、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者の係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院または診療所に伝えるよう求める。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

利用者または家族からの相談を受ける場所は、当該事業所または利用者宅及びその他必要と認められた場所とし、課題の分析について使用する課題分析票は23標準課題分析項目方式を用いる。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回以上訪問し、利用者に面接することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

また、利用者の同意を得たうえで、主治医・担当者その他の関係者の合意を得ている、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる等の条件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合がある。この場合、少なくとも2カ月に1回は利用者の居宅を訪問する。

- (3) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を利用者宅または当該事業所等個人の情報保護が図れる場所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- (5) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たり、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、

福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行うよう努めるものとする。

#### [指定居宅介護支援の利用料]

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定めた基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、原則として利用者の負担はない。

#### [通常の事業の実施地域]

第8条 通常の事業の実施地域は、沼津市（旧戸田村を除く）、三島市、裾野市、清水町、長泉町、函南町とする。

#### [虐待防止に関する事項]

第9条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し定期的な研修を実施する。

#### [身体拘束の禁止]

第10条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の3要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

#### [その他の運営についての重要事項]

第11条 事業所は、介護支援専門員の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 就任時研修 就任時
- (2) 行政機関主催の研修
- (3) 定期研修 年2回以上
- (4) その他（外部機関主催の研修）

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又退職後もこれらの秘密を保持させるべき旨を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープとの契約の内容とする。

3 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・

生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### [付則]

- ・ この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ 平成 17 年 4 月 1 日 改定 第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条。
- ・ 平成 18 年 4 月 1 日 改定 第 2 条、第 4 条、第 6 条。
- ・ 平成 20 年 4 月 1 日 改定 第 4 条、第 8 条。
- ・ 平成 22 年 12 月 1 日 改定 第 1 条、第 4 条、第 5 条。
- ・ 平成 24 年 2 月 20 日 改定 第 3 条。
- ・ 平成 27 年 1 月 1 日 改定 第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条。
- ・ 平成 29 年 9 月 10 日 改定 第 2 条、第 6 条、第 9 条
- ・ 令和 3 年 4 月 1 日 改定 第 6 条 (1)、第 9 条 3 追加
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日 改定 第 6 条 (2)。第 6 条 (5) 追加、第 7 条、第 9 条第 3 項改定。第 9 条第 4 項追加
- ・ 令和 6 年 12 月 1 日 改定 第 9 条、第 10 条。
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日 改定 第 10 条追加。